

訪問介護 ライブリー 訪問介護・介護予防訪問介護 令和6年度 運営規程

1. (事業の目的)

有限会社 Livelyが開設する訪問介護 ライブリー以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護・介護予防訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し適正な訪問介護・介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

2. (運営の方針)

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した、日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事などの身体介護やその他生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする

(1)虐待の発見・対応

虐待を発見した場合は、虐待担当から福祉・保健機関へ報告し連携を図る。

虐待の防止を啓発・普及するため従業員に対する研修を実施する。

(2)苦情・解決

事業所は、利用者又はその家族、後継人からの相談、苦情に対する窓口を設置し、事業に関する要望・苦情に対し、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族、後見人に文書で報告します。

事業者は、利用者又はその家族、後見人が 苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

3. (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 訪問介護 ライブリー
2. 所在地 岩見沢市5条西19丁目10

4. (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、苦情があった場合には、速やかに必要な対応を図り、今後そうした問題が生じないよう改善策を講じることとする。

2. サービス提供責任者 合計2名 1級課程修了者 1名
介護福祉士 1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護・介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

3. 訪問介護員等 合計14名
介護福祉士 1名 (サービス提供責任者 1名)
介護福祉士 1名 (非常勤職員1名)
実務者研修修了者 2名 (非常勤職員2名)

1級課程修了者 1名 (サービス提供責任者 1名)
2級課程修了者 9名 (非常勤職員9名)

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

5. (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、祝日、12/29から1/3までを除く。

(サービス提供日 月曜日から日曜日365日対応)

2. 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(サービス提供時間 24時間対応。ただし、深夜においては緊急時のみ)

6. (訪問介護・介護予防訪問介護の内容及び利用料等)

1. 訪問介護の内容は、次の通りとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

1. 身体介護

2. 生活援助

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

1. 事業所から、片道おおむね25キロメートル未満 300円

2. 事業所から、片道おおむね25キロメートル以上 500円

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

7. (緊急時等における対応方法)

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

8. (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、岩見沢市・三笠市の地域とする。

9. (その他運営についての留意事項)

1. 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設定し、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する・

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社Livelyと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成16年12月25日から施行する。

この規程は、平成18年3月3日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日施行からする。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月18日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。